



福祉の

知っておきたい基礎知識

障害児通所支援の今 その1 制度の概要

福祉の主要な制度や仕組み、支援技術や対象、機関等に関するテーマを取り上げます。新任者にとっては学びの入口となり、経験者にとっても忘れてはいけない基本事項を改めて確認できるコーナーです。



竹之内 章代
(たけのうち・あきよ)
東北福祉大学総合福祉学部
社会福祉学科 教授
認定社会福祉士(障害)。
一般社団法人茨城県社会
福祉士会会長、社会福祉
法人茨城県社会福祉協議
会会長、NPO法人スペース空理事長。相談支援
と生活介護のほか、障害児の発達相談や療育に
も携わっている。

■障害児通所支援の利用まで

今号からの2号では、乳幼児健診などをきっかけに支援へつながる過程、相談支援の役割、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの主なサービス内容を確認しながら、その背景にある制度の移り変わりや、地域で子どもと家族を支える仕組みを解説します。

乳幼児健診が障害の早期発見・早期介入の入り口になっており、1歳6か月児健診、3歳児健診、今後全自治体での実施がめざされる5歳児健診などがその役割を果たしています。就学前の子どもたちには母子保健の関わりが欠かせません。母子保健では、妊娠がわかった時から母子の健康や両親学級など子育てへの準備や生まれた後の対応をしています。

乳幼児健診では発達や障害のスクリーニングを行い、必要な医療や療育

家庭を支えていくことが求められます。また、子どもたちの通所支援の利用に際しては、児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所に属する相談支援専門員による障害児支援利用計画の作成が必要です。

■障害児通園施設・通園事業から 障害児通所支援へ

1947(昭和22)年に施行された児童福祉法では、障害がある子どもへの支援は入所施設として始まりました。その後、昭和40年代になると入所施設だけでなく、通所型のサービスも制度化され、障害の種類による通園施設や事業が展開されていきます。

これらは何度かの法改正を経て、「措置から契約へ」と変化し、障害福祉サービスは2003(平成15)年から支援費支給方式に変わりました。この2003年の法改正、2006(平成18)年の障害者自立支援法への制度

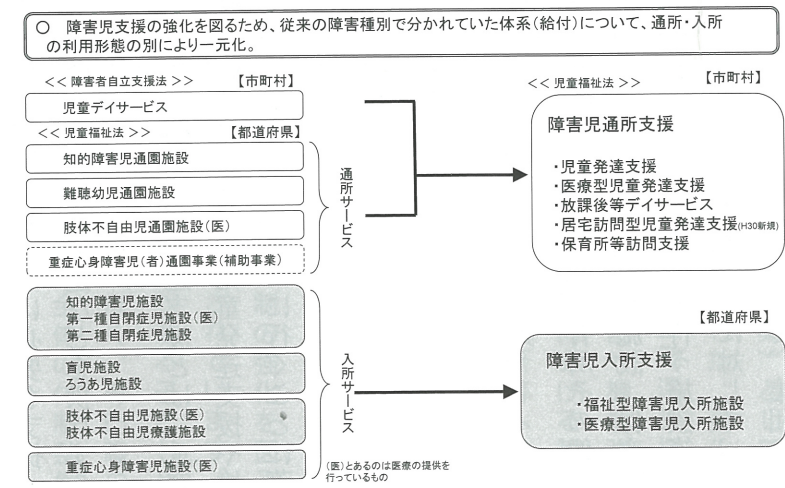
▶さらに深める★1

改正では、子どもへのサービスもこれらの法律に規定されてきました。支援費制度を構築するにあたっては、障害者プランが策定され、そこには「地域における障害児療育システムの構築」が描かれ、市町村が責任主体となって展開することとされました。

▶さらに深める★2

しかし、障害がある子どもへのサービスを成人と同じ位置づけで考えることの弊害もいわれていました。それらを受けて2008(平成20)年には「障害児支援の見直しに関する検討会」の報告書が出され、そこでは、専門機関による保育所等への巡回支援の実施、通所・入所施設の再編・一元化、放課後型のデイサービスの創設、通所や相談支援に係る市町村の責任の強化、重症心身障害児(者)通園事業の充実などが示されています。

図1 2012年児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化



(出典: 子ども家庭庁子ども家庭審議会 第1回障害児支援部会(2023年6月28日)資料)

などにつながります。ここでは、保健師を中心に、養育者や子どもとの関わりを通じ、子どもの発達の遅れや障害の有無などに対して支援していきます。このなかで、保護者等が子どもの発達の遅れや障害を意識し、その後の対応を決めていくこととなります。

しかし、障害があることを知ったことと障害があるわが子を受け入れたこととは同義ではありません。医師などによる障害の診断を受けた後、保護者等がそれを受け入れ、向き合っていくには丁寧な相談支援が必要となります。

通園事業等につなげていくには、保護者等が子どもに障害があることを認識し、障害がある子どものサービスを受け入れなければ実現しません。

そこでは、生まれる前から関わってきた保健師、子ども家庭課などの自治体のケースワーカー、児童発達支援センター、相談支援専門員、児童相談所などが協働して関わり、子どもとその